

令和5年 第1回
高槻市環境・温暖化対策審議会

資料2-2

太陽光発電施設の設置に係る条例の骨子

令和5年7月18日
高槻市 環境政策課

1. 課題への対応方針

○太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として再生可能エネルギーの増加を図るために、設置が推進されている。

○一方で、大規模なものを中心に、**太陽光発電施設が無秩序に設置されると、自然環境・生活環境・景観の悪化、土砂災害が生じる恐れ**がある。

さらには、地域の理解が得られていない場合は、このような影響を懸念して、**住民トラブル**となる場合もある。

○このようなことから、地域に大きな影響を及ぼす可能性のある太陽光発電施設の設置に対しては、一定のルールを定めて対応することが必要である。

そのため、**太陽光発電施設の設置にかかる条例を新たに制定**し、設置に際してのルールを定めることとする。

○前述の設置に係る課題を踏まえ、本条例での対応方針を整理すると、以下の通り。

○自然環境、生活環境、景観の悪化、災害が生じる恐れ

- ・規模が大きなものや周辺の土地利用状況により、上記が生じる可能性

- ・既存の法令では、十分なチェック機能が働かない恐れ

→**大規模なものなど一定の要件に該当する施設設置に対して、環境や防災等への配慮を行政が指導・確認する仕組みが必要**

○地域理解が不十分な場合は、住民トラブル

→**地域の理解と配慮を促す仕組みが必要**

2. 条例の骨子

1) 骨子

- **太陽光発電施設を設置する際に、“特定の要件”に合致する場合は、“各種の手続き”と“施設設置基準の遵守”を求める。**

2) 条例の対象とする“特定の要件”

- 施設形態、施設規模、（他法令等に定めのある）区域、など
（例：土砂災害警戒区域、など）

3) 事業者を求める“各種の手続き”

- 行政への届出、周辺関係者への説明、など

4) 事業者が守るべき“施設設置基準”

- 自然環境・生活環境・景観・防災への配慮